

# 農地・水保全管理支払交付金（旧農地・水・環境保全向上対策）の概要

農村整備課

## 1 事業目的及び制度改正の概要

「農地・水・環境保全向上対策」は、地域において、農地・農業用水等の資源や農村環境の保全と向上を図るため、地域ぐるみでの共同活動や減農薬栽培など農業者の先進的な営農活動を支援するものです。

平成23年度から、「共同活動支援」は、農地・農業用水等の日常の保全管理活動に加え、活動組織（集落）が行う農地周りの水路・農道等の補修・更新などの活動に対し支援する「向上活動支援」を追加し、対策名を『農地・水保全管理支払交付金』とした。

さらに、「営農活動支援」については『環境保全型農業直接支援対策』として独立した対策とした。

## 2 事業内容

### (1) 共同活動の支援（平成23年度まで）

農家と農家以外が共に行う「景観植物の植栽」、「遊休農地の草刈り」、「水路の泥上げ」などの共同活動を支援する。

### (2) 営農活動の支援（平成23年度まで）

集落等の農業者でまとまりをもって環境負担低減に関する取組を行うとともに、さらに、化学肥料と化学合成農薬の使用を大幅に減らす取組を支援する。

（旧農地・水・環境保全向上対策で支援を受けている農業者グループに対しては、平成23年度までは従来どおり地域協議会経由での支援を継続する。）

### (3) 新 向上活動の支援（平成23年度から平成27年度まで）

老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新を行う取組を支援する。  
なお、国は当該活動組織に直接交付により支援する。

## 3 補助率及び負担割合

定額補助（国：1／2 県：1／4 市町村：1／4）

## 4 年度別取組状況（平成19～22年度）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
共同活動支援	6 6 7 3 ha 1 4 9 地区	9 1 3 3 ha 2 0 7 地区	9 3 3 5 ha 2 1 8 地区	9 4 1 6 ha 2 1 9 地区
営農活動支援	9 2 ha 4 地区	1 3 0 ha 1 0 地区	1 5 9 ha 1 3 地区	1 5 6 ha 1 3 地区

※ 平成23年度については、同規模での取組がなされている。

# 旧農地・水・環境保全向上対策の制度改正

## 《制度改正》

【平成22年度まで】

農地・水・環境保全向上対策



【平成23年度】

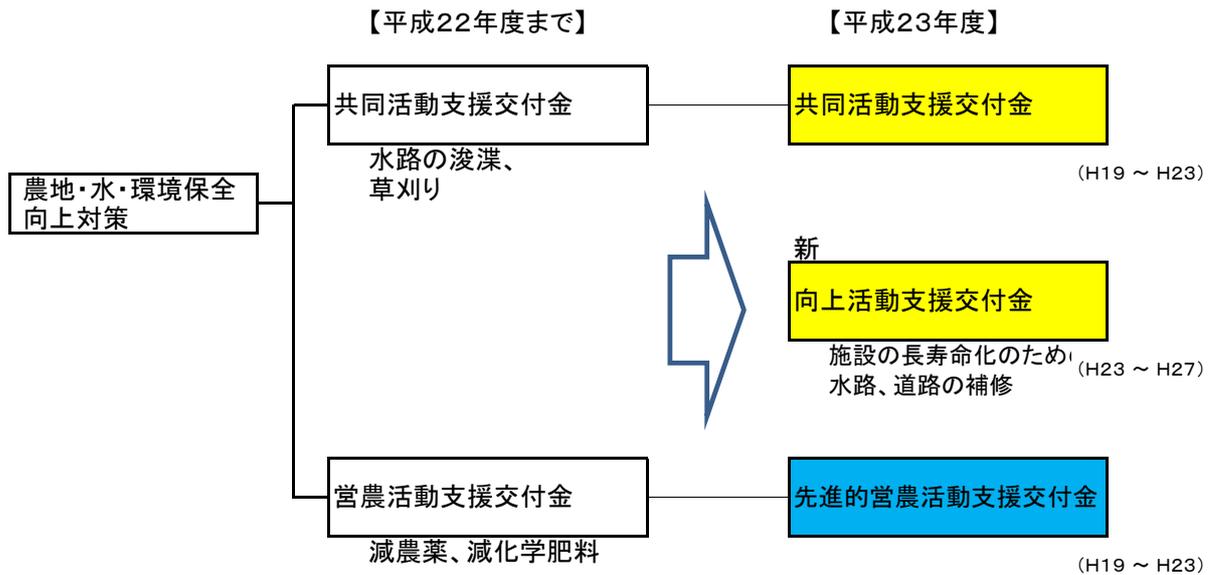


農地・水保全管理支払交付金



環境保全型農業直接支援対策

## 《事業体系の比較》



# 農地・水保全管理支払交付金

- これまでの農地・農業用水等の資源の日常の保全管理活動に加え、**集落が行う農地周りの水路・農道等の補修・更新**などの活動に対して新たに支援することにより、**長寿命化対策の強化**を図る。
- **環境保全型農業に対する支援を切り離して、集落共同での資源保全の取組に特化し、名称を「農地・水・環境保全向上対策」から「農地・水保全管理支払」に変更する。**

## 農地・農業用水等の資源や環境をめぐる課題

### 現 状

- 農村における過疎化・高齢化・混住化等が進行
- 国民の環境に対する意識の高まり
- 農業用排水路等の施設の老朽化



### 課 題

- 集落機能の低下により、資源の適切な保全管理が困難化
- 自然環境や景観の保全・形成等をめぐる国民の要請への対応が必要
- 農地・農業用水等の資源の長寿命化のための補修等を行う仕組みが必要

## 農地・水保全管理支払交付金

- 農地・水・環境保全向上対策を見直し、共同活動支援に特化し、集落(活動組織)に対して直接交付。
- 日常の管理に加え、集落の手による農地周りの水路・農道等の長寿命化メニュー(補修・更新)を追加し、対策に取り組み集落を追加的に支援。

### 共同活動支援交付金【非公共】

- ・ 多様な主体が参画し、市町村と協定を締結した活動組織が支援対象
- ・ 活動組織が地域共同で行う農地、水路等の資源の日常の管理と農村環境の向上に資する活動を支援



水路の泥上げ

単価：

田	4,400円/10a	3,400円/10a
畑	2,800円/10a	1,200円/10a
草地	400円/10a	200円/10a

農道脇への花の植栽

単価：

田	4,400円/10a	3,400円/10a
畑	2,800円/10a	1,200円/10a
草地	400円/10a	200円/10a

※支援単価は国と地方の合計

併せて



水路の補修・更新

単価：

田	4,400円/10a	3,400円/10a
畑	2,000円/10a	600円/10a
草地	400円/10a	400円/10a

砂利舗装をアスファルト舗装へ

※支援単価は国と地方の合計

### 向上活動支援交付金【非公共】～新規～

- ・ 集落を農地・農業用水等の資源の保全管理活動を行う主体として位置付け
- ・ 水路、農道路肩、ため池の補修や、農道舗装の更新等、施設の長寿命化のための活動を支援

## 農地・水保全管理支払推進交付金【非公共】～新規～

- ・ 都道府県、市町村及び地域協議会による事業の円滑な推進

# 環境保全型農業直接支払

- 集落共同で農地・農業用水等の保安全管理を実施しているかどうかにかかわらず、全国で支援を実施します。



- 化学肥料・農薬を5割以上低減する取組とセットで地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対して直接支援を行います。

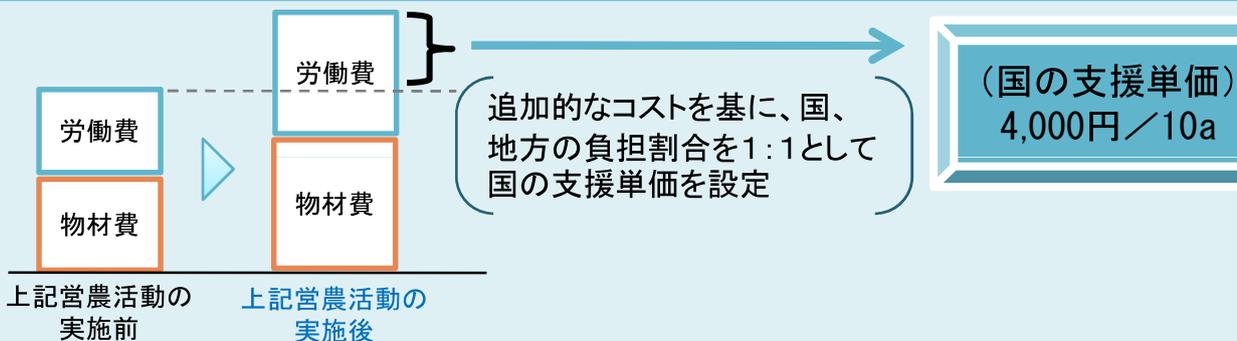


## 地球温暖化防止等に効果の高い営農活動

- 5割低減とセットで行われる次の取組
  - ーカバークロープの作付け
  - ーリビングマルチ、草生栽培の実施
  - ー冬期湛水管理
- 有機農業の取組



- 支援水準は、上記営農活動の実施に伴う追加的コストに着目して設定します。



- 現行の農地・水・環境保全向上対策で化学肥料・農薬を5割以上低減する取組に対して支援を受けている農業者グループに対しては、平成23年度までは支援を継続します。その場合の支援単価は、現行対策と同じです(先進的営農活動支援交付金)。

### <国の支援単価>

水稲:3,000円/10a、麦・豆類:1,500円/10a、果菜類:9,000円/10a 等